

九度山まちなかチャレンジショップ出店者募集要項

九度山町商工会

1. 目 的

起業者の新規開業を促進するため、九度山町内で新規出店を考える意欲のある者に対して、店舗を貸し出し、商工会が出店者への経営指導などサポートを行うことで、出店者が店舗経営のノウハウを取得し、独立開業ができるよう支援する。

2. 店 舗 概 要

- (1) 施設名称:九度山まちなかチャレンジショップ
- (2) 住 所:和歌山県伊都郡九度山町九度山 1614 番地
- (3) 店舗面積:16 m² (約 5 坪) (4) 構 造:木造
- (5) 電気使用可(水道施設はありません)

※飲食業には対応していませんが、露店営業の場合は、相談ください。

3. 募集店舗数 1店舗

4. 出 店 期 間 令和7年9月1日 から 2ヶ月～6ヶ月の間 (予定)

5. 営業時間及び定休日

原則として週3日以上、1日5時間以上(午前8時～午後6時までの間)営業するものとし、その範囲内において出店者が任意に設定する。営業時間及び定休日については、事前に九度山町商工会に届け出るものとする。

6. 応 募 資 格

- (1) 原則満18歳以上の方。
- (2) 法人にあつては、設立から5年以内のもの。
- (3) チャレンジショップの出店終了後、町内で創業を検討している方。
- (4) 地域住民等と連携、協力して事業を営むことができる方。
- (5) 事業運営に必要な許認可を取得していること(使用時までには受ける見込みがある方)。
- (6) 市町村税等の滞納がないこと。
- (7) 政治性又は宗教性のある事業でない。また特定の主義・主張を行う事業でないこと。
- (8) 公序良俗に反する事業でないこと。

7. 契 約 条 件

- (1) 使用料:月額6,000円(税込) (2) 電気代は基本使用料に含むものとする。
- (3) 使用電力については事前に申し出ください。

なお使用器具により別途負担いただく場合があります。

8. 使用に関する条件

- (1) 陳列什器等の持ち込みに係る費用は出店者の負担とする。
- (2) 搬入、搬出及び原状回復など店舗内で発生した費用は、すべて出店者の負担とする。
- (3) 店舗を第三者に委託又は転貸しないこと。
- (4) その他費用負担区分が不明確なものについては、九度山町商工会との協議により決定する。

9. 応募方法及び提出書類

「九度山まちなかチャレンジショップ出店申込書」に必要事項を記入のうえ、提出書類を添付して九度山町商工会へ提出ください。

== 提出書類 ==

- (1) 出店申込書
- (2) 創業計画書(様式は商工会にあります)
- (3) 納税証明書(現在住地域の直近の物)
- (4) 許可証、登録証の写し(必要な業種のみ)
- (5) 法人登記簿謄本及び定款 (※法人のみ)

10. 選考(審査)基準

選考にあたっては、上記6. 応募資格の各項目を満たしていることのほか、次の選考基準に合致することを重視するものとする。

- (1) 商業活動に対して意欲的である。
- (2) 独立開業・店舗経営に意思がある。
- (3) 商工会事業に積極的に参画、協力が出来る。
- (4) 地域と協調性がある。

11. 出店者選考方法

- (1) 九度山町商工会において書類選考及び面談のうえ、出店者を決定する。
- (2) 出店を許可された者が辞退した場合、補欠者がいる場合は出店者を追加決定する。
- (3) 審査結果に影響を与える不正な行為が行われた場合は失格とし、審査の対象としない。
- (4) 審査結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

12. その他

- (1) 店舗は現状のまま貸すものとする。
- (2) 設備工事等については原則禁止とする。
- (3) 退去時は原状に回復してから退去するものとする。
- (4) 選考の段階で応募情報を家主と共有します。
- (5) 上記に記載のない事項など必要に応じて随時協議するものとする。

【申し込み・問合せ】

〒648-0101 和歌山県伊都郡九度山町九度山 1186 九度山町商工会

電話番号:0736-54-4268 FAX 番号:0736-54-4278